

待機児童解消に向けた緊急対策を開始 ～待機児童にも、保育所等に入所する児童と同等のサービスを提供～

町田市における保育所等の利用申請率^{※1}は 37.74% (2016 年 4 月時点)となっており、近年大きく上昇しています。3 歳児以降の待機児童はほぼ解消しているものの、2 歳までの低年齢児の保育ニーズは高まっており、待機児童の解消に努めることが喫緊の課題です。そのため、保育の受け皿の確保、保育人材の確保・定着の支援を柱とする待機児童解消に向けた緊急的対策を 11 月から開始しました。

※1 利用申請率 4 月 1 日時点の保育所等の新規利用申請者数と継続利用申請者数を合わせた人数(保育所等利用申請者)を、0 歳～5 歳児の人口で割ったもの。2012 年 4 月時点では 27.84%

■ 定期利用保育^{※2} ～待機児童にも、保育所等に入所する児童と同等のサービスを提供～

保育を必要としていながら保育所等に入所させることができない児童(保育認定児)の保育の受け皿を確保するために、利用時間・日数を延長し、1 日 11 時間まで定期利用保育の利用を拡大しました。定期利用保育は、11 月から実施園が 3 箇所増えて、11 箇所の認可保育所、3 箇所の認定こども園で利用することができます。

※2 定期利用保育 就労、就学、通院などの多様な保育ニーズに対応することを目的に、継続的に子どもの法人立保育園等で保育を利用することができる事業です。定期利用保育は 2 歳までの低年齢の就学前児童を中心に利用されています。

1. 対象児童	保育認定を受けており、かつ認可保育所等に入所させることができない児童(0～5 歳児)							
2. 利用時間	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現在の利用時間</th> <th style="text-align: center;">変更後の利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1 日あたり 8 時間で週 2 日以内</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1 日あたり 11 時間で週 5 日以内 (基本保育 8 時間 + 延長保育 3 時間)</td> </tr> <tr> <td>② 1 日あたり 4 時間で週 5 日以内</td> </tr> <tr> <td>※0 歳～2 歳児については 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	現在の利用時間	変更後の利用時間	① 1 日あたり 8 時間で週 2 日以内	1 日あたり 11 時間で週 5 日以内 (基本保育 8 時間 + 延長保育 3 時間)	② 1 日あたり 4 時間で週 5 日以内	※0 歳～2 歳児については 6 時間	
現在の利用時間	変更後の利用時間							
① 1 日あたり 8 時間で週 2 日以内	1 日あたり 11 時間で週 5 日以内 (基本保育 8 時間 + 延長保育 3 時間)							
② 1 日あたり 4 時間で週 5 日以内								
※0 歳～2 歳児については 6 時間								
3. 利用者負担額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>基本保育時間(8 時間未満)</td> <td>日額 2,200 円</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間(8 時間以上)</td> <td>1 時間あたり 275 円</td> </tr> </tbody> </table>	基本保育時間(8 時間未満)	日額 2,200 円	延長保育時間(8 時間以上)	1 時間あたり 275 円			
基本保育時間(8 時間未満)	日額 2,200 円							
延長保育時間(8 時間以上)	1 時間あたり 275 円							

■ 保育従事職員宿舎借り上げ支援 ～対象となる保育士等を拡大～

保育人材の一層の確保・定着を図るため、保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員(保育士等)のために宿舎の借り上げを行う認可保育所、認定こども園(認可保育所等)に対する補助の内容を拡充します。保育園等が借り上げる宿舎に入居させる保育士等にかかる採用後の年数要件を撤廃して、採用後 5 年を超える保育士等も対象になりました。

1. 対象者	施設に勤務する保育士等のために宿舎の借り上げを行う認可保育所等					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現在の保育士等の要件</th> <th style="text-align: center;">変更後の保育士等の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用後 5 年以下の保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員</td> <td style="text-align: center;">保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員</td> </tr> </tbody> </table>	現在の保育士等の要件	変更後の保育士等の要件	採用後 5 年以下の保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員	保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員	
現在の保育士等の要件	変更後の保育士等の要件					
採用後 5 年以下の保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員	保育士・看護師・保健師の資格を有する常勤職員					
2. 対象経費	宿舎の賃料、管理費、更新料、礼金(補助基準額上限 月 82,000 円/戸)					

※保育士を 1 人増やした場合、0 歳児の場合 3 人、1 歳児は 5 人、2 歳児は 6 人の保育が可能になります(各保育園の保育室の面積によって受け入れない場合があります)。